

# 坂本茂雄 県政かわら版

2005年  
7月  
NO. 10

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会内県民クラブ控室  
TEL 088-823-9523  
FAX 088-823-9063

## 県警捜査費疑惑解明へ一歩踏み出す

### 真実の解明を 県議会として監査請求へ



**6月県議会  
橋本知事も特別監査請求で追隨**

県議会6月定例会は7日、05年度一般会計補正予算案など36議案を可決または承認。「がん医療の充実を求める請願」や意見書議案3件を可決するとともに、今定例会で議論が集中した県警捜査費疑惑解明に関しては、地方自治法98条第2項に基づき、県監査委員に特別監査を請求する「監査請求に関する動議」を全会一致で可決して閉会しました。

特別監査の対象は02、03兩年度に県警本部、高知署が執行した捜査費で、違法、不当な行為の有無について、12月定例会までに監査結果の報告を求めることになっていきます。

監査請求については、自民党県議が動議の提案理由説明に立った後、私は提出会派の一つとしての県民クラブを代表して賛成討論を行いました。発言内容は別記(第2面)のとおりとなっています。

今回の議会による特別監査請求の実施は初めてのことで、知事の特別監査請求と併せて、捜査費疑惑の解明が一日も早くなされるように期待しています。

なお、知事は、私が賛成討論の中でも問題視した、本会議答弁の変更について閉会の挨拶で、「議会展答弁のすぐ後に答弁とは異なる意思の表明を記者会見という形で行ったことで、不快感や不信の念を抱かれた点は率直にお詫する」と陳謝しました。

橋本知事も議会が監査請求をした翌日、県警の捜査費に関して特別監査を請求する書面を県監査委員事務局に提出しましたが、その監査対象は県警本部と高知署とし、期間は2000、2003年度とされています。また、報告期限は、12月12日となっています。

それぞれの常任委員会では付託議案以外にも様々な審議がなされましたが、特徴的なものについて報告しておきます。

#### 企画 建設

企画建設委員会では6月末をもって廃止となった「フェリー

の大阪航路の再開」について議論がされました。現在は、後継会社の立ち上げや船体の確保、県と関係市町村による支援の枠組みづくりなど、一日も早い航路の再開に向けて精力的に取り組まれています。6月議会終了後には、後継会社の立ち上げの準備会を急ぎ開催し、会社が立ち上がり次第、支援の枠組みが報告されることとなっていますが、本県の産業や観光にとって、必要不可欠な交通インフラであるとの認識に立ち、航路再開を最重要施策と考えるのであれば、知事の政治的判断を積極的に示すことが求められていると言えます。

#### 文化 厚生

私は所属する文化厚生委員会では、環境

保全の関連として、高知駅周辺整備事業の関連工事である一宮はりまや線と新堀川の環境保全について質疑を行いました。新堀川に生息する絶滅危惧種IAのシオマネキの保護について、土

**総務**  
 総務委員会では「高知県条例の一部を改正する条例議案」について、県民税の均等割及び所得割について、一定所得以下の65歳以上の者に係る非課税措置を段階的に廃止するため必要な改正をするものであること、またこれにともない新たに県民税の均等割が課税される者には、森林環境税が超過課税されることについて、高齢者の負担増につながることや、森林環境税の用途が十分に検討されること



カルポート前の新堀川の環境と思いがどれだけ確保されるかが問われています。

木部主体でなく、文化環境部が主体となった取り組みをすべきではないかと質したのに対し、執行部からは、文化環境部の方針、考えを関係部に伝えながら、連携していききたいとの答弁がありました。

が指摘されました。教育委員会が補正予算で提案した学校保健安全推進費は、学校現場に係わる衝撃的な事件が後を絶たない中で、子供の安全を守るため、ボランティアのスクールガードの養成や、防犯の専門知識を持つ警察官OBを、スクールガード・リーダーに委嘱することを内容としています。これらの事業を通じて、地域の方々の協力によって学校の安全が守られる環境を少しでも改善していくことが求められています。

## 監査請求に関する 動議の賛成討論

今定例会では、捜査費開示請求訴訟の地裁判決が「相当に具体的だ」とか、あるいは「疑惑がなかったとまでは言えない」とした状況なども受けて、多くの県民の付託を受けた各党派代表の同僚議員によって県警捜査費の不正疑惑の事実解明に向けた質問がなされた。しかし、知事をはじめ警察本部長の答弁には何らの疑惑解明姿勢が示されることもなく、現時点では特別監査請求の意思がないことも知事は、繰り返し答弁されたので、議会として監査請求を求めるに至ったものである。

しかし、その舌の根も乾かぬ内に、知事が本会議場での答弁を翻すというその豹変ぶりに、我々議員だけではなく、県民の誰もがその目をその耳を疑ったものである。また、その記者会見内容は、知事の捜査費疑惑解明姿勢に一層の疑問を生じさせるものであり、県民からの疑問の声が寄せられている。

今後の県警捜査費疑惑の事実解明に関して大きく影響すると思われる知事の記者会見については、動議に賛成する背景の一つとして触れておきたい。

知事の特別監査請求の決断を否定するものではないが、知事コメントは、いくつかの不信や疑問を抱かせるものとなっている。

第一に本会議における知事答弁の趣旨を大きく変更する場合、議会開会中であるにも関わらず、記者会見の前に何らの議会手続き等も踏むことなく、行うなどということは議会軽視も甚だしいと言わざるを得ない。そのような議会軽視をしてまで、何故記者会見をしたのか、理解に苦しむ。

第二に本会議では、「捜査費の用途に不適切な処理があったと信じるに足る具体的な心証を受けていない」と答弁しておきながら、コメントでは「明らかに不適切な

処理があったことは間違いないとの心証を得た」と断じている。一体いつの段階で、何によって心証を得たのか。さらに、「県民も納得してこの問題を明らかにしていく手法がないか悩み続けてきた」とのことであれば、なぜ、関係者との接触や思い悩んでいることを本会議で披露しなかったのか。

第三に関係者からの事情聴取はいつから始まっていたのか。今までの記者会見における関係者との接触における記者とのあいまいなやりとりを指して「はぐらかしてきた」と述べたそうだが、これは議会を始め県民に対する愚弄であり、議会答弁においても「はぐらかす」意図があるとすれば、今後真摯な議論ができないという不信感を生じさせた責任は極めて大きい。

第四に今回の緊急記者会見は、何故、監査対象等も特定できないまま、出張日程を大きく変更してまでしたのか。一体この数日の間に何があったのかと思わざるを得ない。

いずれにしても、今後は、特別監査請求をやると決めた以上、知事自らが記載しているように、警察本部から警察署までの幅広い範囲で、捜査費だけでなく、過去、「裏金」づくりに使われたことがあると指摘された費目「報償費」「旅費」「交際費」「需用費」「食糧費」全てについて監査請求するぐらいの気概を持って、臨んでいただきたい。

最後に、私たち議員一同は、今回の議会による監査請求が、県民の安全と安心を守るために現場で汗を流して奮闘されている警察職員の皆さんが、県民のために思い切り働けるような県民との信頼関係や環境の再構築が図られるとともに、一日も早い真実の解明につながることを確信しながら、この動議の賛成討論とする。

# 県庁組織と指定管理者制度

## 効率性と採算性優先のみの政策に疑問

### ▼指定管理者制度とは

小泉構造改革によって「民間にできることは民間に」の大合唱で、競争至上主義の公的責任の放棄が進められています。

2003年9月の地方自治法一部改正で導入された「指定管理者制度」というのは「公の施設」の

管理・運営を、自治体が出資している外郭団体や公共的な団体への「管理委託制度」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に代行させることを可能とした制度です。

この制度は、株式会社やNPOなどの参入も可能となったことが特徴で、自治体は06年9月までに、対象施設を直営にするか、指定管理者に移行するかを決めることになっていきます。

本県においても、すでに3施設で指定管理者による管理が行われていますが、現在は残りの県有施設の「設置及び管理に関する条例」の改正を行う中で、指定管理者制度の導入が進められています。

今議会で、この制度がクローズ

アップされたのは文化施設をはじめ、公募によらず知事が適当と認める団体を管理者の候補として選定できる条項を盛り込んだことによると思われます。

### ▼県内文化施設の公募は当面見送りに

「県民文化ホール」「歴史民俗資料館」「坂本龍馬記念館」「県立美術館」「県立文学館」の設置及び管理に関する条例の一部改正として、地域文化の継承、育成といった地域に根差した公共性の高い業務を行う重要な役割を有していることから、必要な場合は、公募によらず知事が適当と認める団体を管理者の候補として選定できることになっていきます。

そして、導入当初からの3年間は、これまで県の文化行政の一翼を担い、高い専門性と市町村などとの連携のもと、施設運営に当たってきた高知県文化財団を指定し、09年度以降は、制度導入後の運営状況を見ながら、公募も含め最もふさわしいあり方を検討していく

こととしました。

また、「埋蔵文化財センター」や「のいち動物公園」の指定管理者についても、それぞれの理由によって公募をしないこととしています。

全国的にも、「指定管理者の選定は公募が好ましいが、必ずしも公募である必要はない」と考える自治体が多く、「全ての施設について公募を行った」自治体は5割程度にとどまっています。各県の指定管理者制度の基本方針には但し書きによって、公募によらない場合が記載されているケースも多く見受けられ、本県の文化施設における判断は決して珍しいことではありません。

### ▼問われるのは「公的責任の放棄」

高知県の場合、早くから行政改革によって、県施設の民間委託は始まり、社会福祉施設に至っては養護老人ホームの民間移譲、肢体不自由児施設・南海学園の民間移管など巨額の初期投資をした上で、民営化を行っています。また、現在は県立身体障害者リハビリテーションセンターの在り方検討委員会によって民営化も視野に入れた議論がされています。

公共サービス市場は10兆円産

化がそれほど善で、公立が悪なのでしようか。

指定管理者制度にしても民営化にしても、そこで「採算性」の追求が大きな柱になったとき、「人権」や「安全性」や「公共性の確保」などよりも「効率性、採算性」の方が優先されることが心配されます。

### ▼公共性の確保で人権や安全性を

過去に国家的戦略としての民営化事例であるJRで、その矛盾が噴出していきます。皆さんの記憶にも新しい、たくさんの犠牲者を出した「JR尼崎事故」でそのことが顕著になっています。

「JR尼崎事故の主たる原因は『経常利益は99年以降上昇を続けている』にも関わらず『新型の自動列車停止装置増設に対する設備投資』が低いという会社の『利益優先主義』」（ジャーナリスト 柳田邦男）だと指摘されています。

しかし、「多くの人は、まだ民営化や規制緩和は利益政治をなくすことができ、巨額の債務を解消できると信じている。だが、それも虚構だ」（金子勝慶心大教授）と気づくのが遅すぎれば、さまざま取り返しのつかないことを招くのではないかと投げかけているように思います。

# 南海地震対策

## 津波浸水予測図できめ細かな避難対策を

県が6月14日の南海地震対策調査特別委員会で、M8・4の南海地震が発生した場合の沿岸25市町村の津波浸水予測図を報告しました。これは02年度にまとめた第2次津波防災アセスメント調査を補

完する形で精度を高め、堤防などの防潮施設が地震で受ける影響を考慮し、津波によって河川が氾濫（はんらん）する範囲や津波到達時間も市町村の大字単位まで把握できるようにしたものです。

高知市など平野部では建物の密集度に応じて計数を使い陸域の波の動きを予測し、防潮堤など津波に対する防潮施設が機能する場合と、津波や揺れなどによって破壊され機能しない2つのケースが想定されています。

津波発生後、陸上の水深が10センチとなる津波到達時間も調査されており、「0.5分」から

「90分以上」という12段階で表記しており、地図上で自分の居住地が何分後に何メートルの浸水が予測されるかまで明らかになっています。

今後は、県として今回の調査結果をもとに、避難計画の策定などの基礎資料に活用されることを期待しているようです。なお、詳細については県のホームページに掲載されていますし、私の事務所にもありますのでご連絡下さい。

### ■中央病院跡地はどうなるの■

私たち県民クラブは、高知市内でもほぼ全域が水深1m～5mの幅で浸水が予測される下知地区において、避難場所としての確保が求められていた中央病院跡地の有効利用をこれまで求



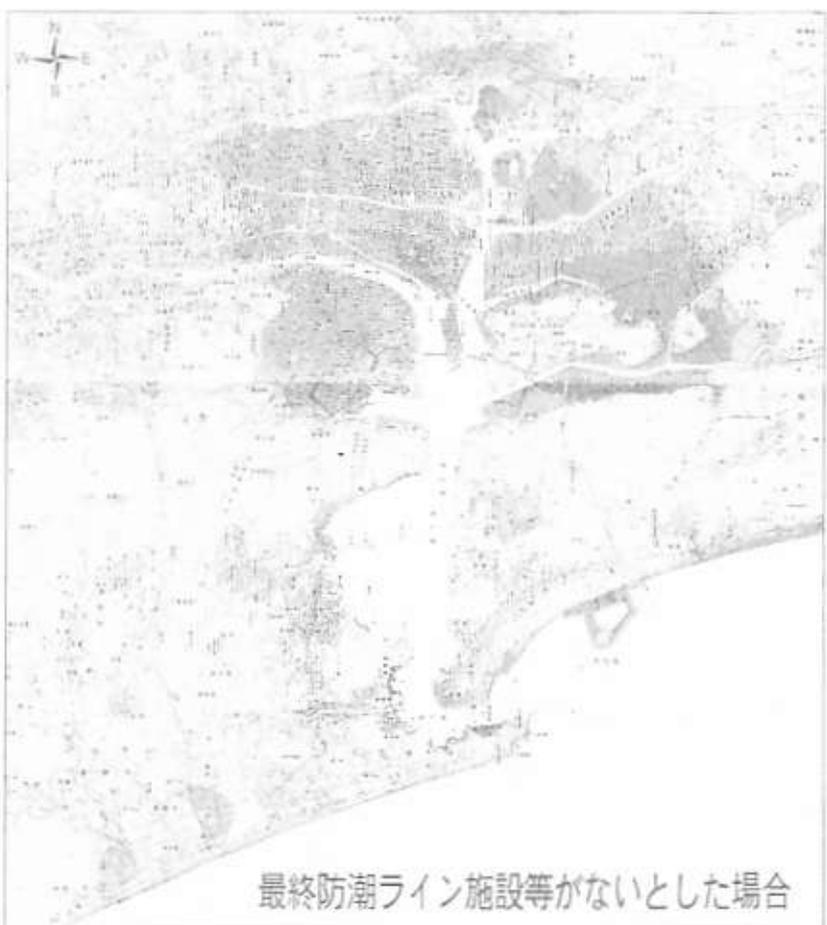
例えば民間に売却されようと、この広大な国有地は有効に活用されべきです。

めてきました。しかし、県はこの土地の売却収入で県立病院の赤字を補填することとして、本年度予算で更地にした上で、売却することとしていました。

今議会で、文化厚生委員会において、中央病院跡地の売却について、都市計画道路の拡張を見込んで、解体経費込みでの土地購入の打診が複数の事業者からあり、解

明がありました。体経費込みで、道路拡張を見込んだ不動産鑑定を行った後、年内に一般競争入札を実施したいとの説明がありました。

私たちは、今後この地に一定の民間構造物が建設されることになって、地域への貢献度合いとして、求めていくべきものを議論していく必要があるのではないのでしょうか。



最終防潮ライン施設等がないとした場合

### 【津波浸水深図 高知市】

# 制度としての 復興を

## 災害復興について考える

関西学院大学「災害復興制度研究所」に学ぶ

この間、南海地震対策の条例化を提言するときの私は、その問題意識として、「高知県としての防災力を高める。そして、被災時のいのちと財産をどのように守るのか。被災後どのように社会機能を回復させるのか。そして、生活と社会をどう再建・復興するかまでを見通した柱を条例化することが求められている」(03年9月定例会)と「災害復興」への視点を持っていました。

### 阪神淡路大震災から一〇年

そこで、本年1月、私の母校でもある関西学院大学に災害復興制度研究所が開設され、「災害復興—阪神・淡路大震災から10年—なる中間的報告書が発行されたこともあって、本県においても検討作業に入る南海地震対策条例に「復興」のあり方がどのように謳われるべきかを研究するための調査を行ってきましたので報告しておきます。この研究所では、「復旧・復興を巡る概念を整理し、瓦礫の中から産声を上げた理念の萌芽を育て上げ、新たな政策・制度を提唱、できうれば個人を、地域を対象に



災害復興制度研究所で対話して頂いた、篠野高弘教授と山中茂樹教授とともに。

した災害復興基本法(仮称)を世に問いたい」との考えの基に研究が重ねられています。そこで、特に、私が関心を持っているのは、次の点です。

①復興の最低ベースは公的責任で  
災害後の「復興」は、自力再建だけでなく、最低のベースは公的責任で行われるべきである。

そして、単一的な援助しか行われていない単線型に対して複線型の復旧・復興などきめ細かな制度設計が必要で、例えば、現物、現金給付の選択など、起きる時代によっても違う復興の在り方が検討されなければならない。

研究の中で、「災害による物理

②相対的剥夺感を指数化

的被害と剥夺感とは、社会が成熟するにつれて高まる」という仮説と物理的被害ではなく精神的被害が大きくなる「相対的剥夺」感を指数化していきたいという目標が据えられている。  
被災後、2年間で生き方が決ま

③被災者を元の居住地に

ると言われる被災者の生存権をどう保障するのかという問題について、自力・一部公費・公費再建でも元の住んでいた場所に帰していくという点である。  
突発的な外傷性ストレスが被災

④こころのケア施策の充実

者の「こころ」に負の影響をもたらしたことに對する「ケア」の復興における位置づけについて、医療面だけでなく、施策の有り様によっても、ケアできるといふことである。

⑤被災マイノリティへの独自支援策

中の子供たちには平等に分配されているわけではない。特に、脆弱性が顕著なのはマイノリティ住民であることが明らかになっている。

なぜなら、より危険で、災害に弱い住環境で生活しているし、その地域には災害支援の機関の数が少ない、さらに災害による被害からの回復するための経済的、社会的資源が限られており生活再建が困難であることなど理由は一定明らかになっているので、これらの、課題を事前に克服する条件整備をしておくことが、政治・行政の役割でもあると思う。

⑥包括的地震防災基金の設立

に優しい社会」の両立について、耐震化推進策と住宅再建支援策が補完しあえるような「包括的地震防災基金」のような提案がされようとしている。

以上のような問題意識を踏まえたとき、高知県における災害復興制度は、策定予定の南海地震対策条例(仮称)に、復興を見据えた制度として盛り込み、「復興のまちづくりのコンセンサスまで見通す」べきであって、県外避難者の追求システムやマイノリティへの県独自の支援策や復興への手続き論は最低必要なことであると思います。今後これらのことを踏まえて、さらに議論を深めていきたいと考えています。

# 頂きました貴重なご意見・県政報告会

## 下知・中央・大津の3地区で開催

今年度に入って、5月8日、13日、6月25日と市内3カ所で県政報告会を開催してきました。各所にご出席頂きました方に、まず、紙面をお借りしてお礼を申し上げさせて頂きます。

下知地区では、会場から、医療センターのインシデント事例の潜在とアクシデントなど医療安全管理対策に関することや、木造住宅の耐震改修助成事業のことについてのご質問。

また、中央地区では、「南海地震対策」や「産業振興対策」などについて意見交換。

そして、大津地区では、参加してくださった方から、「地震対策のための、若い層の人材育成の工夫を」「税制改革について」「医療が利益中心に向かっている事への不満」「介護保険の認定の在り方について」などが意見として出されました。

今後は、これらの貴重なご意見を参考にさせていただくこととします。

また、引き続き各所で県政報告会を開催していきますので、是非率直な意見交換をさせて頂きたい

と思えます。



中央地区の県政報告会には平日の夜間にもかかわらず、たくさんの方にご参加頂きました。

### 次回県政報告会のご案内

●2005年9月11日(日)  
13:30~15:00  
高須ふれあいセンター

\*お誘い合わせのうえ、ぜひご来会ください。また、今後も可能な限り、各地区に出向いて報告会を開催します。

## 政務調査活動と政務調査費

### 政務調査費で有意義な調査研究をさせて頂いています

地方自治法の規定に基づき、高知県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、高知県議会における

会派及び議員に対し、交付されている政務調査費は、毎年公表されていますが、少し詳しくご報告させて頂きます。

私の場合は、支給された168万円のうち、調査研究費、会議費、資料購入費、広報費、事務費として約52万円を支出し、約16万円を返還しました。支出額は少ない方から3番目でした。また、会派としての支出は県民クラブが最少額となっています。

なお、調査研究内容は主に次のような項目となっております。内容の詳細に報告しているのは、私も含めて2名のみだったとの報道がされていきました。

(一) 県政の重点施策についての県民の意見集約・分析、調査

研究  
(二) 南海地震対策についての調査研究

① 条例化について  
② 津波対策について  
③ 阪神淡路大震災10年に学ぶ  
(三) 教育課題についての調査研究

① 「学力と効果のある学校」について  
(四) 虐待などから子どもが守られるための調査研究  
① 「子ども暴力抑止プログラム」について

② 「学校安全条例」について  
(五) 100条委員会調査をはじめとした入札のあり方等についての調査研究  
① 「談合のあり方」について  
② 「総合評価型入札」について

(六) 高知医療センターの開設にあたっての県民の意見集約  
また、私は、事務所を常設していますが、その維持経費約10万円/1ヶ月を自分の議員報酬から後援会に限度額内で寄付をし、それで賄っています。